(二)　評価に係る手数料の額

変更前	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

6　専門職大学院のうち公共政策分野の評価に係る事項の変更

(一)　評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十六年四月二十五日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

(二)　評価に係る手数料の額

変更前	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

7　専門職大学院のうち公衆衛生分野の評価に係る事項の変更

(一)　大学評価基準

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（平成二十二年十一月二十二日制定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（平成二十三年六月二十三日改定）による

(二)　評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

(三)　評価に係る手数料の額

変更前	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

8　専門職大学院のうち知的財産分野の評価に係る事項の変更

(一)　評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「知的財産専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十四年三月改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「知的財産専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

(二)　評価に係る手数料の額

変更前	一専攻あたり三百万円 ただし、評価手数料に消費税分を上乗せして納入する
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「評価手数料に関する規程」（平成二十七年五月十九日改定）による

二　独立行政法人大学評価・学位授与機構

専門職大学院のうち法科大学院の評価に係る事項の変更

大学評価基準、評価方法及び評価の実施体制

変更前	独立行政法人大学評価・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（平成二十五年三月改定）による
変更後	独立行政法人大学評価・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（平成二十七年六月改定）による

三　公益財団法人日本高等教育評価機構

大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更

(一)　大学評価基準

変更前	公益財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十四年十二月改定）及び「大学評価基準」（平成二十四年一月改定）による
変更後	公益財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十七年四月改定）及び「大学評価基準」（平成二十四年一月改定）による

(二)　評価方法及び評価の実施体制

変更前	公益財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十四年十二月改定）による
変更後	公益財団法人日本高等教育評価機構の定める「大学機関別認証評価実施大綱」（平成二十七年四月改定）による

四　一般財団法人短期大学基準協会

1　役員の氏名の変更

変更前	理事長 関口修 副理事長 原田博史、福元裕二 理事 麻生隆史、安部恵美子、大野博之、奥田吾朗、上平幸好、川並弘純、工藤智規、佐久間勝彦、佐々木公明、清水一彦、滝川嘉彦、竹田貴文、舘昭、ジョイス・津野田幸子、中野正明、八耳俊文 監事 小口春久、齋藤力夫、谷本榮子